

**令和3年度日本スポーツ協会公認スポーツドクター養成講習会
開催要項**

1. 目的 全国各地でスポーツ活動を実践している人達の健康管理やスポーツ外傷・障害に対する予防、治療等の臨床活動を行うとともに、スポーツ医学の研究、教育、普及活動にあたる医師を対象に「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツドクター設置要項」に基づき、養成講習会を開催する。
2. 主催 公益財団法人日本スポーツ協会
3. カリキュラム 基礎科目Ⅰ・Ⅱ(25単位)
応用科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(27単位)【別紙カリキュラム一覧参照】

4. 実施方法 <新規受講者・過年度継続受講者>

科目	期日	実施方法	定員
基礎科目Ⅰ	令和3年 10月9日(土) 9:50~18:00 10月10日(日) 9:00~17:50	オンライン開催	各300名
	基礎科目Ⅱ		

<新規受講者(基礎科目免除者)・過年度継続受講者(基礎科目修了者・基礎科目免除者)>

科目	期日	実施方法	定員
応用科目Ⅰ	令和3年 9月4日(土) 9:55~15:20 9月5日(日) 9:00~15:35	オンライン開催	各300名
	応用科目Ⅱ		
応用科目Ⅲ	令和4年 2月12日(土) 9:55~15:20 2月13日(日) 9:00~15:40		

【注意事項】

- 実施方法は予定であり、変更する場合がある。
- 基礎科目はスポーツデンティスト養成講習会(医科共通)と同一日程・会場で開催する。
- 講習は講義ごとの単位制とし、単位認定は受講日の全講義への参加をもって1日単位で行う。ただし、講義への遅刻・早退があった際には該当日の単位認定を行わない。なお、各科目においてはⅠ・Ⅱ・Ⅲのいずれからでも受講できる。
- 日本医師会認定健康スポーツ医の資格保有者、日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会の総論(25単位)または総論A修了者は、基礎科目を免除する。
- 応用科目は、前年度までに基礎科目を修了した者(「基礎科目修了証明書」保有者)及び基礎科目免除者が受講できる。なお、同年度内に基礎科目と応用科目を同時に受講することはできない。
- 各科目の定員には、過年度継続受講者を含む。
- オンライン講習会参加に際し必要と考えられる機材(PC、スマートフォン、インターネット環境など)やデータ通信料は受講者各自が準備・負担することとする。

5. 受講条件 令和3年4月1日時点で日本国の医師免許取得後4年を経過(平成29年4月1日以前に取得)しており、日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)又はJSPO加盟(準加盟)団体から推薦され、JSPOが認めた者。
6. 募集人数 基礎科目からの受講者:200名程度
応用科目からの受講者:100名程度
7. 申込方法 受講希望者は以下の書類を推薦団体へ提出する。推薦団体は申込書類を確認のうえ、所定の推薦様式によりJSPOへ提出する。
(1) 新規受講申込書(顔写真貼付)
(2) 医師免許証の写し(A4サイズ)
(3) 日本医師会認定健康スポーツ医の認定証、日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会の総論(25単位)または総論A修了証の写し(基礎科目免除申請者)
8. 申込期限 推薦団体が別に定める。
なお、推薦団体からJSPOへの提出期限は令和3年5月10日(月)必着とする。
9. 受講者の決定 (1) 内定
- JSPO指導者育成委員会スポーツドクター部会(以下「ドクター部会」という。)にて審査のうえ受講者を内定し、該当者および該当者の推薦団体へ通知する。受講希望者が多数の場合は推薦順位、推薦理由等を考慮のうえ審査を行い、内定者を決定する。
 - 受講内定者は、内定通知に従いインターネット上のスポーツ指導者マイページから養成講習会への申し込み及び受講料の納入を完了すること。指定期日までに受講料を納入しない場合は内定を取り消す場合がある。
- (2) 決定
- 受講料納入者に対し受講決定通知を送付する。
 - 受講有効期間は以下の通りとする。
基礎科目からの受講者:受講開始年度を含め6年間
応用科目からの受講者:受講開始年度を含め3年間
 - 受講期間中に日本医師会認定健康スポーツ医の資格を取得、日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会の総論(25単位)または総論Aを修了した者は、その証明書類の写しを提出することにより基礎科目を免除する。年度途中で基礎科目免除となった者は、当該年度から応用科目を受講できる。
 - 受講有効期間内に全てのカリキュラムを受講終了できない場合は、ドクター部会で受講期間の延長が認められた場合を除き、再度新規受講申込を行うものとする。
 - 受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、ドクター部会で審査のうえ、受講を取り消す。
 - 受講者としてふさわしくない行為(日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準等において違反行為と規定された行為)があったと認められたときは、JSPO指導者育成委員会スポーツドクター部会において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合がある。
なお、処分内容については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討する。

10. 受講料 基礎科目からの受講者:52,000 円(税別・教材費含む)
応用科目からの受講者:30,000 円(税別・教材費含む)

【注意事項】

- 一旦納入された受講料は返金しない。なお、受講決定後に基礎科目の免除申請を行った場合も差額の返金を行わない。
- 受講料は JSPO が送付する受講内定通知到着後に納入すること。
- 上記受講料は受講終了又は受講有効期限まで有効となる。
- 養成講習会参加に係る経費(宿泊、交通費等)は自己負担とする。

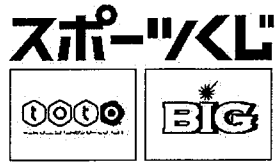
11. 資格取得
- (1) 基礎科目修了(基礎科目免除者を除く)
 - 基礎科目修了者には、当該年度末に「基礎科目修了証明書」を発行する。
 - (2) 受講終了
 - 全てのカリキュラムを受講終了した者には、JSPO から受講終了通知および資格審査にかかるスポーツ医学臨床経歴書を送付する。
 - 受講終了者はスポーツ医学臨床経歴書に必要事項を記入し、指定期日までに推薦団体を通じて JSPO へ提出する。
 - (3) 審査
 - ドクター部会にてスポーツ医学臨床経歴書により臨床経験について審査し、相当の臨床経験を有している場合は、公認スポーツドクター新規登録対象者として決定する。
 - (4) 登録及び認定
 - 新規登録対象者は、JSPOから別途送付される登録手続きに関する案内に基づき、指定期日までに登録料を支払う。
 - 登録料は4年間で40,000円とする。新規登録時は初期登録手数料として別途3,000円が必要となる。
 - 新規登録対象者からの登録料支払いをもって公認スポーツドクターとして認定し、認定証および登録証を交付する。資格有効期間は4年間とする。

12. その他
- (1) 未修了者の次年度以降の講習会受講について
 - 前年度までに全てのカリキュラムを受講終了しなかった者には、受講期限まで、JSPO から年度毎に受講案内を送付する。
 - 受講者は開催日程等確認のうえ、所定の方法にて養成講習会参加を申し込む。
 - (2) 資格更新のための研修について
公認スポーツドクターは、有効期限を迎える6カ月前までに JSPO が定める研修会(更新研修)に参加しなければならない。
 - (3) 個人情報の取扱いについて
養成講習会の受講に際し取得した個人情報は、JSPO 及び加盟団体が本養成講習会の実施に関する連絡(資料の送付等)やスポーツドクター関係業務を遂行する際に利用し、これ以外の目的に利用しない。
 - (4) 広報について
本講習会風景の写真等は、JSPO ホームページ及びその他関連資料へ掲載する場合がある。
受講者は、JSPO や講師の特別の許可がある場合を除き、講義の録音、録画、写真撮影(画面のスクリーンショット含む)をすることは禁止とする。
 - (5) 免責事項について
天災地変や伝染病の流行、会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の JSPO が管理できない事由により、講習会内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、JSPO ではその責任を負わない。

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ指導者育成部 スポーツドクター担当

TEL:03-6910-5812 FAX:03-6910-5820 メール:sports-doctor@japan-sports.or.jp



スポーツと、望む未来へ。



公益財団法人

日本スポーツ協会

JSPO
Japan Sport Association